

規 則

埼玉県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第七号

埼玉県公舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県公舎管理規則（昭和五十年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「フナギ」を「フナギ」に改め、「フナギ」を削る。

様式第二号中「フナギ」を削る。

様式第三号から様式第五号までの規定中「フナギ」を削る。

様式第六号中「フナギ、フナギ、フナギ」を「フナギ、フナギ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。